安 全 報 告 書

令和７年度

中村・宿毛線　四万十川を望む橋梁上の列車

ごめん･なはり線　太平洋を望むオープンデッキ付き列車

土佐くろしお鉄道株式会社

ご あ い さ つ

平素から、土佐くろしお鉄道株式会社をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

弊社は、第三セクター方式による地域の人々の鉄道という設立の趣旨に鑑み、地域を人をつなぎ、愛される存在になることを経営理念に掲げ、利用者の皆様に安全・快適にご利用いただけるよう、日々取り組んでいます。

令和６年度は、国内旅行市場において回復の歩みが継続され、利用状況は概ね前年を上回る水準で推移いたしました。しかしながら、地方における人口減少といった構造的な要因なども影響し、中長期的に見ると需要の水準は減少傾向にあります。

また、設備の老朽化に伴う修繕対応や資材価格、労務単価の上昇等により費用が増嵩し、当社を取り巻く事業環境は厳しい状況が一層増しております。

このような状況下におきましても、安全･安心な公共交通機関としての役割を果たし、お客様に安心してご利用いただける鉄道として、安全輸送を第一に全力で取り組んでまいります。

本報告書は、鉄道事業法に基づき、令和６年度の当社における鉄道輸送の安全確保のための取り組みについて、自らを振り返るとともにお客様に広くご理解いただくために公表させていただくものです。この報告書に対する皆様のご助言やご意見をお聞かせいただければ幸いに存じます。

土佐くろしお鉄道株式会社
代表取締役社長　山脇　　深

記

【経営理念】
地域を人をつなぎ、愛される存在になります。

【経営ビジョン】
１．安全輸送の確保を何よりも優先します。
２．お客様の笑顔のために心をこめたサービスを提供します。
３．社員が誇りと働きがいを持てる組織の実現を目指します。

安 全 報 告 書　目 次

１．輸送の安全確保に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・１～2
（１）安全方針
①　安全綱領
②　安全行動規範
（２）安全目標（安全性向上取組み）
２．令和６年度の安全輸送の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
（１）鉄道運転事故
（２）インシデント
（３）輸送障害
３．安全管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3～6
（１）安全管理体制
① 安全管理体制図
② 主な管理者の役割
③ 事故発生時の緊急連絡体制
④ 内部監査の実施
⑤ 安全管理体制の見直し
（２）安全管理に関する会議等（課長会･安全対策委員会･運輸安全マネジメント会議
安全衛生委員会）
４．安全対策の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6～10
（１）人材育成対策
① 異常時に備えた実設訓練の実施
② 業務研修会
（２）主な安全設備対策
（３）安全に関する現場等における取り組み
① 乗務員に対する確実な点呼
② 睡眠時無呼吸症候群対策
③ 列車添乗指導による安全運行の確認と乗務員教育の実施
④ 輸送安全総点検の実施
⑤ ヒヤリ･ハット運動の推進
⑥ 転落防止対策に関する取り組み
（４）早期地震報知対策
５．利用者･沿線住民の皆さま、関係者との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（１）利用者･沿線住民の皆さまからの声
（２）利用者･沿線住民の皆さまへの要望
（３）利用者･沿線住民の皆さま、関係者との協議
６．安全報告書へのご意見について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

1. 輸送の安全確保に関する基本的な考え方

（1）安全方針

安全方針として、運転安全規範に定める「安全綱領」のほか、7 項目の「安全行動規範」を安全管理規程（平成 18 年 10 月 1 日制定）に定め、社長以下に対し周知を図り、『鉄道の基本的使命である輸送の安全確保を完遂する』ことを目指し取り組んでいます。

① 安全綱領

この綱領は、鉄道に従事する者が常に遵守すべきものであり、その安全保持の理念を確立し、輸送の使命を達成することを目的として『運転の安全の確保に関する省令（昭和 26 年運輸省令第 55 号)』等に基づき、昭和 63 年 4 月に定め、毎月行われる安全対策委員会等で全員が唱和し安全意識の向上に努めています。

安　全　綱　領

1．安全の確保は、輸送の生命である。
2．規程の遵守は、安全の基礎である。
3．執務の厳正は、安全の要件である。

② 安全行動規範

（1）一致協力して輸送の安全確保に努めます。
（2）輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
（3）常に輸送の安全に関する状況を理解するように努めます。
（4）職務の遂行に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は、最も安全と思われる取扱いをします。
（5）事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。
（6）情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
（7）常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦します。

（2）安全目標（安全性向上取り組み）

過去に発生した鉄道運転事故を教訓に安全風土や安全意識の醸成を図り、法令や厳正な運転取扱いの遵守を浸透させ重大事故を防止するため、「有責事故」「重大なインシデント（事故の兆候)」発生ゼロの継続を目標に以下の 7 項目を重点実施項目として経営陣が先頭に立ち、再発防止に全力を挙げて取り組んでいます。

①「運輸安全マネジメント」の着実な実施による安全輸送の確保
② 安全運行確保のための問題点の抽出とその対策の着実な実施
③「安全報告書」による安全への取組みに関する情報の提供
④ ヒヤリ･ハット運動の推進
⑤ 駅の安全対策･防犯対策の推進
⑥ 安全性向上のための教育と実設訓練の推進
⑦ 南海トラフ地震防災対策

2. 令和6年度の安全輸送の状況

（1）鉄道運転事故

鉄道運転事故の発生はありませんでした。

（2）インシデント（事故の兆候）

重大インシデントにつながるような兆候はありませんでした。

（3）輸送障害

列車の運休、抑止及び遅延（30分以上）は以下の通りでした。

① 災害原因（風水害、雪害、地震等の自然災害に起因するもの）
中村･宿毛線『11件』、ごめん･なはり線『4件』

② 部内原因（鉄道係員、車両又は鉄道施設に起因するもの）
中村･宿毛線『3件』、ごめん･なはり線『0件』

③ 部外原因（線路内立入り、動物との衝突等に起因するもの）
中村･宿毛線『1件』、ごめん･なはり線『1件』

3. 安 全 管 理 体 制

（1）安全管理体制

平成 18 年 10 月に施行された改正鉄道事業法に基づき、安全管理規程を制定しました。

この規程は、輸送の安全を確保するために、遵守すべき事業の運営の方針、事業の実施及び管理の体制、方法を定めることにより安全管理体制を確立し、輸送の安全の水準の維持及び向上を図ることを目的とします。

また、安全管理規程に定められた経営部門や運転部門の内部監査を実施し、不十分なところの改善を求め、その状況を確認しました。

① 安全管理体制図

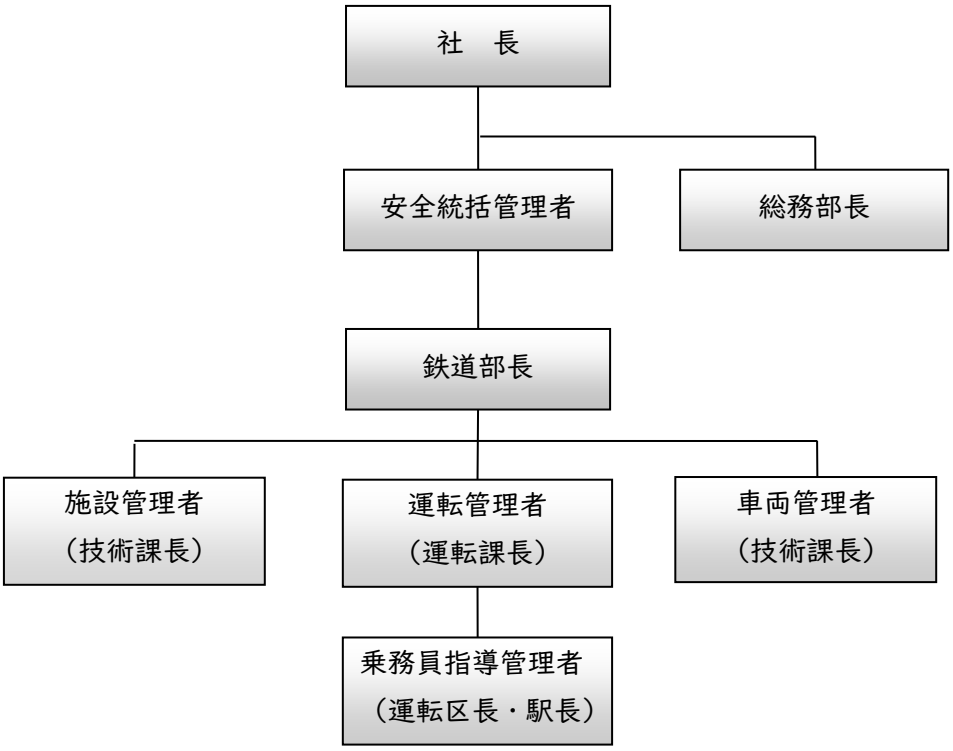

② 主な管理者の役割

役　職	役　　割
社　長	社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
運転管理者	安全統括管理者の指揮の下、運転に関する事項及び事故防止に関する事項を統括する。
施設管理者	安全統括管理者の指揮の下、鉄道施設に関する事項を統括する。
車両管理者	安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を統括する。

③ 事故発生時の緊急連絡体制

鉄道運転事故等速報及び通報体制

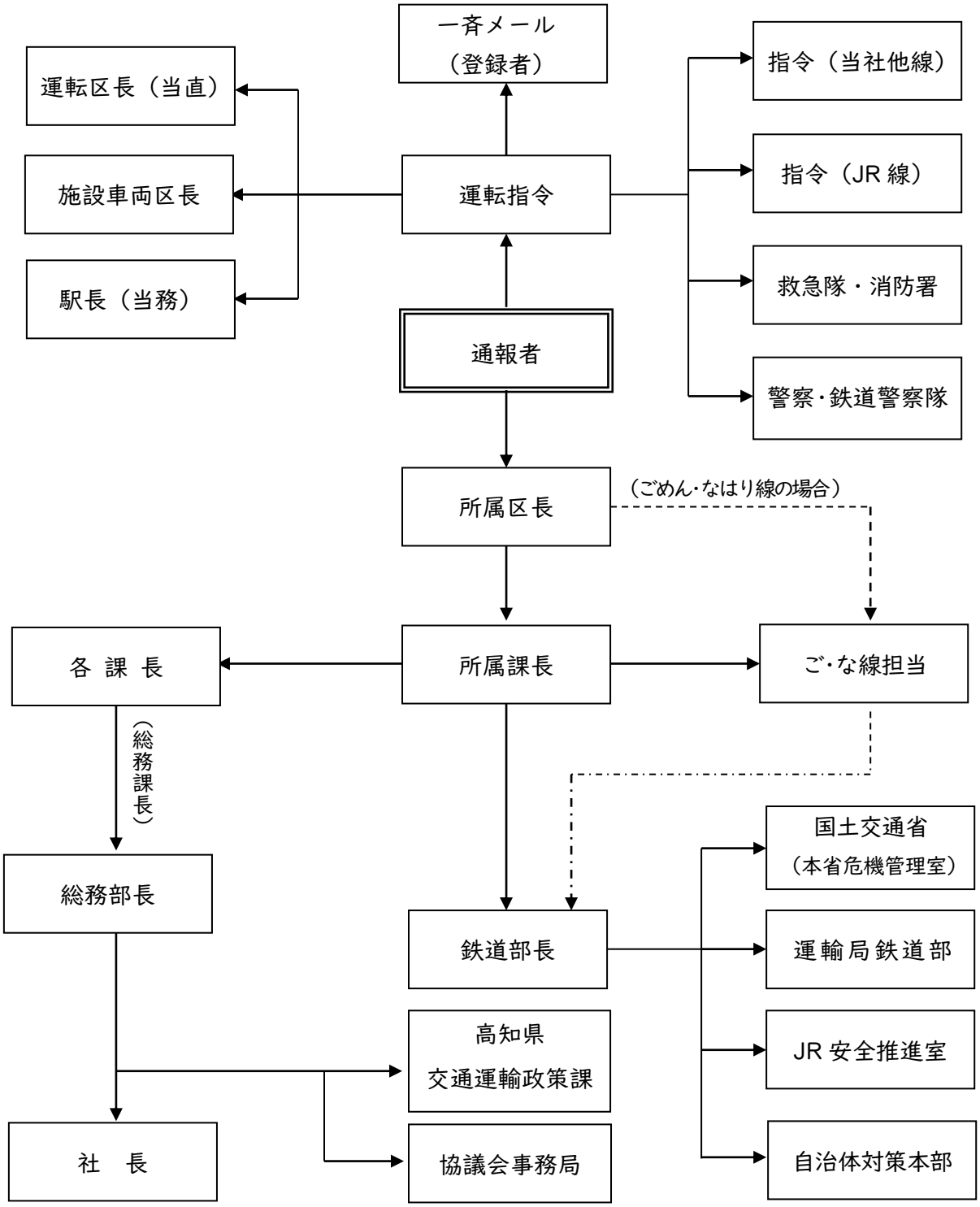

④ 内部監査の実施

運輸安全マネジメントの一環として、平成２０年度から毎年、内部監査を実施しています。

令和６年度は、11月に経営管理部門及び現業実施部門の内部監査を実施しました。この結果「是正処置回答兼フォローアップ事項報告書」の発行は無く、経営管理者の安全マネジメント体制への積極的な関与やリーダーシップ、現業実施部門の定期的な教育訓練、事故防止訓練、注意事項等の指示伝達、各種記録簿の記載状況などにおいて規程やルールを遵守し適切に実行していることを確認しました。

⑤ 安全管理体制の見直し

安全最優先のもと、安全性向上のためＰＤＣＡサイクル（計画・実行・評価・改善）を経営トップ主導で適切に機能させ、安全管理体制の見直し･改善に取り組んでいます。

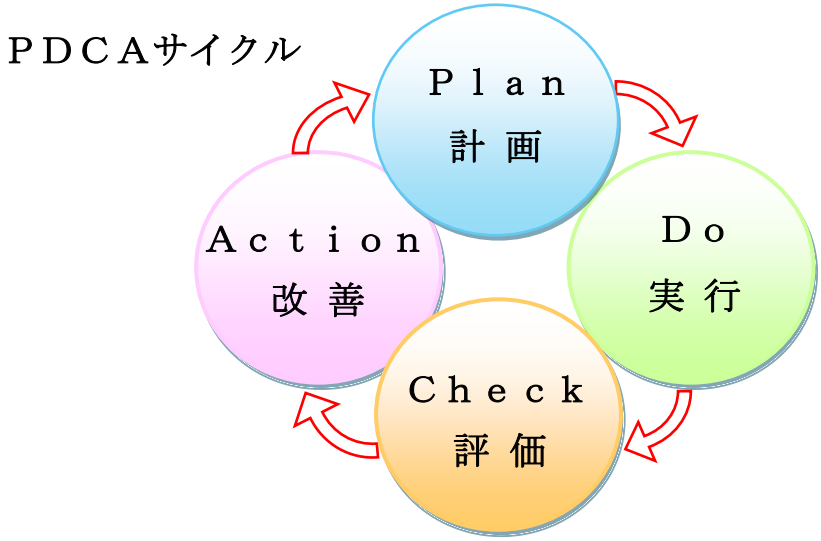

（２）安全管理に関する会議等

① 課長会

社長、部長、課長職が出席し、毎月１回開催、営業や事故防止について協議しています。

② 安全対策委員会

安全に関する取り組みとして、安全統括管理者を委員長とした「安全対策委員会」を毎月開催しています。実設訓練では、鉄道災害時における列車防護及び復旧訓練、警察･消防機関との合同救助訓練、鉄道人身事故発生時の対応訓練を実施。机上訓練では、主に運転事故や輸送障害の原因分析、対応策をはじめ、ヒヤリ･ハット報告に関する事項などを協議し、安全管理体制の更なる充実に努めています。

③ 運輸安全マネジメント会議

安全対策委員会の取り組みに対して重要事項などの事前チェックなどを行い、経営トップをリーダーに運輸安全マネジメント評価を行い、安全管理体制の確立に努めています。

④ 安全衛生委員会

労働災害等を防止するため、各職場の環境整備や社員の健康管理に関する報告を行い、２ヵ月に一度、産業医を招き職場環境及び社員の健康診断受診時の健康状態についてご指導を受け、職場環境改善に取り組んでいます。

4. 安全対策の実施

（１）人材育成対策

安全確保のためには車両、鉄道施設の充実だけでは実現できません。あくまでも取扱いを行うのは運転係員で、係員の知識及び技能の向上･継承を図るとともに、事故防止に取り組むことが重要と考えています。毎月２時間の業務研修会の他に、運輸安全や知識技能向上に関する各種講習会や、ＪＲ四国実施の異常時取扱訓練に参加するなど、知識技能の向上と継承に取り組んでいます。

① 異常時に備えた実設訓練等の実施

鉄道災害等の発生を想定し、訓練を実施･検証することにより、社員および各関係機関が鉄道災害における安全管理体制の確保、災害対応力及び危機管理能力の向上を図ることを目的とし、３月２日「安全の日」、６月 11 日「事故防止の日」のほか異常時に備えた実践的な訓練を実施しています。

『鉄道テロ対策合同訓練』

令和６年５月９日（木）、ごめん･なはり線安芸駅列車内で不審者が暴れだした想定にてお客様の安全確保、警察消防への緊急通報連携、不審者への対応方などの訓練を安芸警察署、安芸市消防署と実施しました。

『土佐くろしお鉄道　事故防止の日（異常時取扱い伝令法施行訓練）』

令和６年６月 11 日（火）、中村線中村駅構内にて停車場間を走行中の列車が倒木による線路支障のため走行不能に陥った想定にて、車両を安全に収容するため各部署との情報伝達及び運転取扱いについての訓練を実施しました。

『南海トラフ地震津波発生を想定した避難誘導訓練』

令和６年 10 月８日（火）、宿毛線東宿毛駅～宿毛駅間を走行中に南海トラフ地震が発生したことを想定し、列車から安全に降車する手段（列車用避難シューター、避難梯子）を使った訓練と乗客を最寄りの避難場所まで誘導する訓練を宿毛市立山奈小学校教職員生徒の皆さまと宿毛市役所職員の方々に参加していただき実施しました。

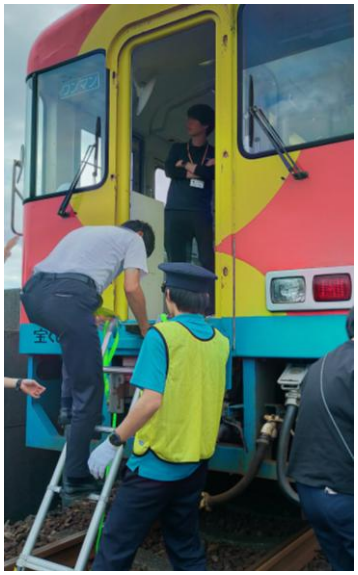

『踏切脱出訓練（踏切事故防止キャンペーン）』

令和６年 11 月１日（金）、安芸総合事務所構内にてＪＲ四国様のご協力により踏切装置を設置して、踏切内に自動車が閉じ込められた場合の脱出方法と進来してくる列車を止める手段の訓練を安田町立安田小学校教職員生徒の皆さまと安芸自動車学校教習指導員の方々に参加していただき実施しました。また、ごめん・なはり線「第１伊尾木踏切」及び中村線「入野踏切」にて踏切を通行する際の注意事項を記載した啓発チラシを配布しました。

『鉄道テロ対策合同訓練』

令和６年 12 月 10 日（火）、中村線中村駅列車内で不審者が暴れだした想定にてお客様の安全確保、警察消防への緊急通報連携、不審者への対応方などの訓練を中村警察署、四万十消防署と実施しました。

『南海トラフ地震対策座学研修』

令和７年３月２日（日）、四万十市総合文化センター（しまんとぴあ）にて『今、南海トラフ地震にも備える』の講義テーマにより高知県危機管理部の講師による座学研修を社員 36 名が受講しました。

② 業務研修会

各職場単位で、毎月、業務研修会を実施し社員の知識技能や資質の向上に努めています。

（２）主な安全設備対策

安全設備対策等工事	金額（千円）
集中電子連動装置設備更新（ごめん･なはり線）	144,300
高架橋耐震工事（宿毛線、ごめん･なはり線）	112,023
列車無線設備搬送装置更新（中村線）	80,000
ＰＣまくら木化（中村線）	49,533
万行踏切支障報知装置新設（中村線）	4,302
窪川駅信号機 LED 化（中村線）　ほか３件	8,713
合　計	398,871

高架橋柱鋼板巻付け耐震工事

踏切支障報知装置

（３）安全に関する現場等における取組み

① 乗務員に対する確実な点呼

乗務点呼においては、対面点呼を基本とし点呼執行者による注意事項･伝達事項･徐行箇所等の確認のほか、健康状態の把握、体温測定、アルコール検知器による酒気帯びのチェックを実施しています。また、乗務終了後は、当日の運行状況の報告及び次勤務の確認を行っています。

② 睡眠時無呼吸症候群対策

睡眠障害に起因する事故等を防止するため、全ての運転士に対し、定期的に睡眠時無呼吸症候群のスクリーニング検査（簡易検査）を実施しています。その結果、睡眠時無呼吸症候群の疑いが認められた場合は、専門医で精密検査を行い、治療が必要と診断された場合は、一時乗務を停止して治療に専念しています。

③ 列車添乗指導による安全運行の確認と乗務員教育の実施

定期的に助役職以上による列車添乗を行い、乗務員の指導や正確な基本動作・機器扱いの確認及び知識や技能、安全意識の向上を図るため、毎月教育訓練を実施しています。

④ 輸送安全総点検の実施

ＧＷ期間、夏季多客輸送期間、年末年始多客輸送期間においては、重点的に「鉄道テロ対策」の警備として、駅構内や列車内の巡視強化、車内放送による啓発放送などを行い、テロの未然防止に努めています。

⑤ ヒヤリ・ハット運動の推進

見過ごしてしまうと事故に繋がりかねない事象について「ヒヤリ・ハット」報告として、各職場単位で情報収集を行い、安全対策委員会に提出し、対策・改善策などを協議して事故防止に努めています。

⑥ 転落防止対策に関する取組み

プラットホーム転落事故防止対策について、中村・宿毛線、ごめん・なはり線の両線では、列車（特急・快速）が通過する駅に対しては、特急列車通過時刻及び多言語化で特急列車通過駅であることを知らせる注意看板を設置し、また、見通しが悪い駅では、ホーム通過４００ｍ手前付近（停車場接近標）で気笛を吹鳴し注意喚起を実施しています。繁忙期等でプラットホーム上にお客様が多い場合には、列車入線時にプラットホーム看視を行う係員を配置し、目の不自由な方には「声かけ」を心掛け、ホーム転落事故防止などに取組んでいます。

（４）早期地震報知対策

早期地震通報システムを「中村・宿毛線」「ごめん・なはり線」とも導入運用しています。このシステムは、気象庁が発信する緊急地震速報を活用し、震度４以上を想定される地震を感知した場合には、自動的に列車無線を発報して走行中の乗務員に知らせ、直ちに列車の停止手配を行うこととしています。

5. 利用者･沿線住民の皆さま、関係者との連携

（1）利用者･沿線住民の皆さまからの声

日頃より当社線をご利用頂いている、お客様や沿線住民の皆さまからのご意見やご要望を受け賜るため、主要駅に「ふれあい箱」を設置、また、弊社ホームページにてご意見を頂いています。「お客様のご意見」を頂いた場合には、速やかに必要な対応検討を行い、回答することとしています。

（2）利用者･沿線住民の皆さまへの要望

鉄道運転事故の種別として「踏切障害事故」があります。この種の事故が発生した場合、人命にかかわる重大事故につながる危険性があり、踏切事故防止キャンペーン等を通じて注意喚起を行っています。鉄道事業者としては、踏切遮断機や警報装置を設置し、踏切事故防止に取り組んでいますが、沿線住民の皆さまにもご協力をお願いいたします。

（3）利用者･沿線住民の皆さま、関係者との協議

当社では、「土佐くろしお鉄道･高知西南交通バスサポーターズクラブ」や「ごめん･なはり線友の会」があり、様々な取り組みの実施やご意見を頂いています。

6. 安全報告書へのご意見について

本報告書へのご感想、当社の安全への取り組みにご意見をお寄せください。

土佐くろしお鉄道株式会社
本社所在地：〒787－0014　高知県四万十市駅前町７番１号
TEL 0880－35－5240（平日 9:00～17:00）
弊社ホームページ https://www.tosakuro.com/
又は、主要駅設置の「ふれあい箱」へお願い致します。